

経監第6176号

経装第6176号

23.5.17

一部改正 防官監第8086号

28.4.15

一部改正 防官監第4836号

令和2年4月1日

統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部装備部装備計画課長 殿
海上幕僚監部装備部装備需品課長
航空幕僚監部総務部総務課長

大臣官房監査課長

防衛装備庁長官官房総務官

自衛隊法第6章に規定される自衛隊の行動に際しての物品の
寄付受けにおける基本的な考え方について（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

添付書類：別紙

自衛隊法第6章に規定される自衛隊の行動に際しての物品の寄附受けにおける基本的な考え方について

1 原則

部隊等の任務遂行に必要な物品は国費を支弁して取得することが原則であり、企業等から当該物品を寄附として提供する申し出があった場合においても先方に対し国の会計制度について丁寧に説明し理解を得ること。

2 寄附者の適否

(1) 法令上、国への寄附が禁止されていない者であること

例：国会議員の寄附は、公職選挙法（昭和25年4月法律第100号）第199条の2の規定に抵触し不可（総理大臣、防衛大臣、政務官等も寄附禁止者に該当）

(2) 寄附者の申し出が見返りを求めない篤志によるものであること

例：防衛省と取引関係がある者又は取引をしようとする者等の営業活動や自社商品の広告又は売名行為との疑惑を招く恐れがある場合は不可

3 寄附物品の適否

任務遂行上、真に必要で、かつ、会計法第29条の3第4項に定める緊急の必要により競争に付することができない場合における随意契約によっても調達が困難である等、緊急やむを得ないと判断される物品で、じ後の維持管理に多額の費用等が発生しないものであること。

ただし、提供者個人の都合による金銭の授受の拒否は調達困難な理由とはならない。

4 外国政府等からの提供

国際機関、外国政府等が提供する物品については、任務遂行上必要であり、部隊等で使用することが可能であると判断された物品については受け入れることができるものとする。

なお、政府レベルの判断による提供が決定された物品についての事務手続は、防衛省本省の内部部局及び防衛装備庁が主体となって調整する。

5 その他

(1) 2～4の各項目に照らし合わせても寄附者、寄附物品の適否の判断がつかない場合、特に3については、適用に当たって前例がないことから、防衛装備庁長官官房総務官（以下「総務官」という。）と調整すること。

(2) 承認手続を迅速化するため、総務官を通じて担当課に対し上申内容等を速やかに事前連絡すること。なお、大臣承認を要する物品は、従来どおり1件の評価額が20万円以上のものとする。